

電気自動車を活用したSDGs連携協定書

埼玉県本庄市

埼玉日産自動車株式会社

株式会社日産サテライト埼玉北

日産プリンス埼玉販売株式会社

日産自動車株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社

東京電力エナジーパートナー株式会社販売本部北関東本部

株式会社カインズ

令和3年4月

電気自動車を活用したSDGs連携協定書

埼玉県本庄市（以下、「甲」という。）と埼玉日産自動車株式会社（以下、「乙1」という。）、株式会社日産サテオ埼玉北（以下、「乙2」という。）、日産プリンス埼玉販売株式会社（以下、「乙3」といい、乙1及び乙2と総称して「乙」という。）と日産自動車株式会社（以下、「丙」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社（以下、「丁」という。）、東京電力エナジーパートナー株式会社販売本部北関東本部（以下、「戊」という。）と株式会社カインズ（以下、「己」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、SDGsの目指す持続可能な社会の実現、CO₂等の温室効果ガスを排出しないゼロエミッション社会の実現に向け、電力を必要とするイベント等で電気自動車を活用した普及啓発を進めるとともに、この協定の当事者各者のパートナーシップによって社会的課題の解決に努めることで本庄市民の日常の暮らしの向上を図ること、災害・停電時又は停電が発生する恐れがある場合（以下、「災害・停電時等」という。）において、本庄市内の公助力の向上を図るため、甲において電気自動車を計画的に保有し、非常用電源として電気自動車を活用し電力不足が想定される指定避難所等において、電気自動車からの電力供給（以下、「電力供給」という。）をできる体制を構築することで、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

（電気自動車の普及・広報活動及び平時における電気自動車等の協力要請）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、相互に誠意をもって協力し、本庄市民に対するSDGsの理念に基づく持続可能な社会について深い理解を促すための生涯学習、環境イベント及びライトアップイベントといったイベント等（以下、総称して「各種イベント等」という。）を通じて、電気自動車の普及の促進及び電気自動車を活用した防災・環境に関する広報活動に努めるものとする。

- 2 甲は、各種イベント等における電気自動車の普及啓発活動のために、電気自動車及び電力供給に必要な設備等（以下、「電気自動車等」という。）が必要なときは、乙、丁又は己に対し、口頭又は書面により、電気自動車等の貸与の依頼をすることができる。
- 3 甲は、乙、丁又は己に対して、前項による電気自動車等の使用又は電力供給（以下、「電気自動車等の使用等」という。）により電気自動車への充電が必要になった際には、乙、丁又は己が所有する充電設備等を使用することについて、口頭又は書面により依頼をすることができる。

(環境教育への協力)

第3条 乙、丙、丁、戊及び己は、甲の要請に応じ、乙、丙、丁、戊及び己の提供する環境教育プログラムの実施に努めるものとする。当該実施についての日程、内容等はこの協定の当事者各社で別途協議して定める。

(災害・停電時等における電気自動車等の協力要請)

第4条 甲は、災害・停電時等において、電気自動車等が必要なときは、乙及び己に対し、別紙(様式第1号)「電気自動車等の貸与に関する協力依頼書」により、電気自動車等の貸与の依頼をすることができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭で依頼し後日文書を送付するものとする。

2 甲は、乙及び己に対して、前項による電気自動車等の使用等により電気自動車への充電が必要になった際には、乙及び己が所有する充電設備等を使用することについて別紙(様式第2号)「電気自動車の充電に関する協力依頼書」により依頼をすることができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭で依頼し後日文書を送付するものとする。

3 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、この協定を維持するために必要な電気自動車貸与・使用に関する訓練・確認の実施又は甲が開催する各種イベント等・防災訓練等への参加については、自己の費用負担と責任において協力するよう努めるものとする。

(協力)

第5条 乙、丁及び己は、第2条又は第4条の規定による依頼を受けたときは、それぞれの安全確保及び業務に支障をきたさない範囲内において、当該依頼に応ずるものとする。

(電気自動車等の貸与と無償承諾)

第6条 前条において、乙、丁又は己は、必要に応じて日時及び場所について甲と協議して電気自動車等を甲に無償で貸与(以下、「貸与電気自動車等」という。)し、電気自動車等の使用等のために電気自動車等を甲に使用させるものとする。

2 前項に基づく甲の貸与期間(以下、「貸与期間」という。)は、災害・停電時等においては貸与開始の日から1週間程度とする。残電力量の不足により電気自動車等の使用等ができなくなった場合、第2条第3項又は第4条第2項の規定により充電設備等の使用を依頼し充電することで、当該期間中において継続して電気自動車等の使用等を行えるものとする。

3 甲は、貸与期間終了後において、電気自動車等の使用等の必要がある場合、乙、丁又は己と協議のうえ、可能な範囲において期間を延長するものとする。

- 4 甲は電気自動車等の使用等の終了後、この旨を乙、丁又は己に報告し、遅滞なく貸与電気自動車等を乙、丁又は己に返却するものとする。

(充電設備等の使用許諾)

第7条 第2条第3項又は第4条第2項による依頼があった場合において、乙、丁又は己は、甲に対して、それぞれが管理する充電設備等を、それぞれの指定する日時及び場所において無償で使用することを許諾するものとする。

(使用上の留意事項)

第8条 甲は、貸与電気自動車等及び前条の規定により使用の許諾を受けた充電設備等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 甲は、貸与電気自動車等を安全な場所及び方法で使用するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、乙、丁又は己との協議により取り決める。
- (2) 甲は、貸与電気自動車等又は充電設備等が、故障又は何らかの理由により使用することができなくなった場合は、乙、丁又は己に速やかに連絡し、対応を協議するものとする。
- (3) 甲は、外部給電器を貸与電気自動車に接続して使用（医療機器等への使用を含む。）する場合は、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙、丁又は己は一切責任を負わないものとする。

(賠償)

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与電気自動車等又は充電設備等に損害を与え、又は滅失若しくは紛失したときは、直ちに乙、丁又は己に通知するものとし、その損害を賠償するものとする。

(事故の対応)

第10条 甲は、貸与期間中及び貸与電気自動車等又は充電設備等の借用時、若しくは返却時において、次の事由が発生した場合は、甲は直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙、丁又は己に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これを全て解決するものとする。

- (1) 貸与電気自動車等又は充電設備等に関する事故が発生した場合。
- (2) 甲の貸与電気自動車の運転により事故を誘発し、第三者に損害を与えた場合。

- 2 前項の事由が生じ、これに起因して乙、丁又は己に損害を与えた場合には、甲は、当該損害を賠償する責を負うものとする。

(返却)

第11条 甲は、貸与電気自動車等を現状に復した上で(ただし、通常損耗を除く。)、乙、丁又は己に返却するものとする。

(最適配置と効率的運用)

第12条 丁は、甲丁間における「災害時における本庄市と東京電力株式会社熊谷支社との電力復旧に関する協定書」(平成26年3月25日締結)に基づいて、停電発生状況や復旧見込み等、停電に関連する情報を適宜提供し、電気自動車の最適配置と効率的運用を支援するものとする。

2 甲は、前項の規定による丁からの情報を総合的に判断し、電気自動車の配置計画を策定し、効率的に運用を図るものとする。

3 己は、甲己間における「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」(平成24年10月8日締結)に基づき、前項の運用に関して必要となった物資について、応急対策に必要な物資として積極的に供給に努めるものとする。

(公表)

第13条 甲、乙、丙、丁、戊又は己が、この協定に係るプレスリリース等外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容について協議の上、実施するものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第14条 乙及び己は、災害・停電時等においては、乙又は己が所有する電力供給の遂行が可能な電気自動車の情報を甲に提供するものとする。また、乙及び丙は、平時に電気自動車の普及促進に資する情報を甲に提供するものとする。

(連絡調整)

第15条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙、丙、丁、戊及び己があらかじめ別紙(様式第3号)「連絡調整者名簿」(以下、「名簿」という。)により指定した者が行う。なお、甲、乙、丙、丁、戊及び己は名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(暴力団排除)

第16条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、この協定の締結時において、自己(役員及び従業員を含む。以下、本条において同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、

かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、他の当事者が前項の表明、確約に違反したと合理的な根拠に基づき認めるときは、書面による通知をもって直ちに当該当事者をこの協定から除名することができるものとする。

(秘密保持)

第17条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、この協定に関連して他の当事者が秘密と指定した上で開示した情報（以下、「秘密情報」という。）を、開示当事者の事前の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩し又は開示してはならず、この協定の遂行以外の目的に使用しないものとする。ただし、以下に該当する情報は秘密情報から除外するものとする。

- (1) 開示を受けた時点で既に適法に所有していたもの
- (2) 開示を受けた時点で既に公知のもの
- (3) 開示を受けた後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず取得したもの
- (5) 秘密情報によらず、独自に開発したもの

- 2 前項は、本契約の終了後も効力を有する。

(譲渡制限)

第18条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、他の当事者全員の事前の書面による承諾なく、この協定に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならないものとする。

(協定の効力及び更新)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、甲、乙、丙、丁、戊又は己のいずれからも期間満了の3ヶ月前までに、協定者に対し別段の意思表示がない場合、この協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁、戊及び己による協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書8通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己が署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月27日

- 甲 埼玉県本庄市本庄三丁目5番3号
埼玉県本庄市
市長
- 乙1 埼玉県さいたま市中央区上落合九丁目3番6号
埼玉日産自動車株式会社
代表取締役社長
- 乙2 埼玉県熊谷市三ヶ尻5445
株式会社日産サティオ埼玉北
代表取締役社長
- 乙3 埼玉県さいたま市中央区下落合四丁目24番15号
日産プリンス埼玉販売株式会社
代表取締役社長
- 丙 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
日産自動車株式会社
執行役副社長
- 丁 埼玉県熊谷市筑波一丁目113
東京電力パワーグリッド株式会社
熊谷支社長
- 戊 埼玉県さいたま市南区别所一丁目1番16号
東京電力エナジーパートナー株式会社
販売本部 北関東本部長
- 己 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社カインズ
代表取締役社長